

第4章

計画の基本的な考え方

1 目標

動愛法においては、基本原則として、すべての人が「動物は命あるもの」であることを認識し、みだりに動物を虐待することなく、人間と動物が共に生きていくことのできる社会を目指し、動物の習性を理解したうえで適正に取り扱うよう定めています。

札幌市では、動愛法の基本原則に則り「人と動物が共生する社会の実現」を目標に掲げ、市民が動物を命あるものとして尊重し、犬と猫の殺処分を減らしていき、最終的になくすことを目指すための具体的な対策を推進することにより、命を大切にし、優しさのあふれる、“人と動物が幸せに暮らせるまち・さっぽろ” を目指すことを基本構想において示しました。

この計画は、基本構想に則した計画として、同様の目標を設定します。

目標：「人と動物が幸せに暮らせるまち・さっぽろ」

2 基本施策

本市における動物愛護管理行政の課題を解決し、「人と動物が幸せに暮らせるまち・さっぽろ」の実現を図るため、動愛法に基づき、以下の3つを基本施策とします。

2-1 動物愛護精神の普及啓発（動物の愛護）

動物の飼育の有無にかかわらず、市民全体を対象として、動物の命を尊重するよう動物愛護の精神を育んでいきます。

また、子どもの動物愛護教育についても、教育の機会を増やし、動物とのふれあい体験や実習を取り入れるなど、より実効性のある内容となるよう取り組みます。

2-2 動物の適正管理・福祉向上（動物の管理）

動物の飼養者が終生飼育や適正飼育を行うよう、普及啓発を強化します。

また、動物が人の生命、身体又は財産を侵害することのないよう、飼い主や動物取扱業者に対し、動物の適正管理について指導等を強化し、飼育されている全ての動物が動物らしく生活できるよう、飼育環境の質の向上を求めています。

2-3 動物愛護管理に関わる推進体制の整備（体制整備）

普及啓発や教育、動物の適正管理、飼い主のいない猫への対応、動物に関わる災害対応について、関係者や関係団体等と連携した体制の整備を図ります。

目標

人と動物が共生する社会の実現
～人と動物が幸せに暮らせるまち・さっぽろ～

基本施策

取組

1 動物愛護精神の普及啓発

1-1 市民全体を対象とした普及活動

1-2 子どもの動物愛護教育

2 動物の適正管理・福祉向上

2-1 家庭動物の適正管理

2-2 動物取扱業者における動物の適正管理

3 動物愛護管理に関わる
推進体制の整備

3-1 普及啓発や教育の体制

3-2 収容動物の管理や譲渡の体制

3-3 飼い主のいない猫への対応体制

3-4 災害時における対応体制

3 数値目標

施策の効果を判定するための指標として数値目標を以下のとおり定めます。

3-1 動物愛護精神の普及啓発に関する数値目標

(1) 動物愛護の精神が広まっていると思う人の割合が50%以上を達成する

市動愛条例施行後の平成28年11月に、市民を対象としてインターネットにより行ったアンケート（参考資料参照）の結果、「札幌市民全体に動物愛護の精神が広まっていると思いますか」という問いに対して、「そう思う」と「どちらかというと思う」の合計が19.8%にとどまっています。

No.	カテゴリー名	n	%
1	そう思う	10	2.1
2	どちらかというと思う	85	17.7
3	どちらでもない	243	50.6
4	どちらかというと思わない	89	18.5
5	思わない	53	11.0
	不明	0	
	全体	480	100.0

そのため、2027年度における「そう思う」「どちらかというと思う」の回答が、全体の50%を上回ることを目標とします。

3-2 動物の適正管理・福祉向上に関する数値目標

(1) 2023年度における犬の引取り数を190頭、猫の引取り数を660匹まで減少させる

平成25年に改正された国基本指針では、2023年度の都道府県、指定都市及び中核市における犬及び猫の引取り数について、平成16年度比75%減となる概ね10万頭を目指しています。

これを踏まえ、札幌市の2023年度における犬及び猫の引取り数について、平成16年度の引取り数を基準として75%減である、犬190頭、猫660匹を数値目標として定めます。2024年度以降についても、同様の基準として、2027年度における引取り数を犬160頭、猫560匹と設定します。

(2) 犬による咬傷事故件数を年間25件まで減少させる

犬による咬傷事故は、毎年50件程度発生していますが、飼い主による犬の適正管理を推進することによって、事故件数は減少すると考えられます。

そのため、数値目標として、2027年度における犬による咬傷事故件数を、現状から半減となる年間25件まで減少させます。

(3) 犬の苦情相談（不衛生、放し飼い）件数をそれぞれ年間30件まで減少させる

犬の糞尿による不衛生、放し飼いに関する苦情相談は、毎年60件程度寄せられています。飼い主による犬の適正管理を推進することによって、件数は減少すると考えられます。

そのため、数値目標として、2027年度における犬の苦情相談件数を、現状から半減となる年間30件まで減少させます。

(4) 猫の苦情相談（不衛生、庭・畑荒らし）を年間合計100件まで減少させる

猫の糞尿による不衛生と庭・畑荒らしに関する苦情相談は、あわせて毎年200件程度寄せられています。2つの問題は同時に発生していることが多く、また、飼い主のいない猫の繁殖と関係しています。飼い主のいない猫に対する対応体制を整備し、無責任なエサやりを防止し、不妊手術等の対応を実施することで、件数は減少すると考えられます。

そのため、数値目標として、2027年度における猫の苦情相談件数を、現状から半減となる年間合計100件まで減少させます。

3-3 動物愛護管理に関わる推進体制の整備に関する数値目標

(1) 犬の殺処分ゼロの継続

犬の殺処分数は、ここ10年間で大幅に減少し、平成26年度に、政令市ではじめて、殺処分ゼロを達成することができました。その後も取組を進め、さらに平成27年度、28年度と殺処分ゼロを継続しています。

今後とも動物の収容頭数を更に減少させていくとともに、譲渡を推進し、命をつなぐ努力をしていくことにより、殺処分数ゼロを引き続き目指していきます。

(2) 猫の収容中死亡数を年間60匹以下まで減少させる

猫の殺処分は大幅に減少し、平成28年度には1匹となっていますが、収容中に死亡した猫の数は未だ年間120匹以上となっています。負傷動物として収容された猫や飼い主のいない離乳前の子猫の死亡がそのほとんどを占めています。

負傷動物の治療体制、飼い主のいない猫への対応体制を整備し、また、保護ボランティアへの支援を行うことによって猫の収容中死亡数はさらに減少すると考えられます。

そのため、数値目標として、2027年度における殺処分を含めた収容中死亡数を現状から半減となる年間60匹以下と定めます。